

## 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

### 許可を受けた後の注意点

#### ①計画に変更が生じた場合

許可後、下記の内容を変更する場合には、条例第7条に基づき、変更許可申請が必要です。

- ・工事区域の位置、区域、規模
- ・工事の計画内容   ・対策工事の計画内容

#### ②計画を廃止する場合

条例第8条に基づき、廃止の届出が必要です。

#### ③工事が完了した場合

条例第8条に基づき、完了の届出が必要です。

※完了の届出がされなかった場合、条例第27条に基づく罰則の対象となります。

#### ④完了届出書を受理した場合

県による工事完了の検査を行います。

※工事が完了した場合、必ず県による検査を受けてください。雨水条例に基づく検査は、各市町村や民間の検査機関が実施する開発や建築確認の検査とは異なります。

手続きに関する詳細情報は、埼玉県ホームページより「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出の手引き」をご覧ください。

総合トップ→くらし・環境→まちづくり→河川管理→埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiryuusyutu.html>

埼玉県 県土整備部 河川砂防課